

マザー保育園体調不良児保育利用同意書

当園でお預かりしているお子様の病状や経過状況により、必要と判断した場合には下記の項目を実施することがあります。

- ① 体調不良児とは、通常の保育中に体調が悪くなったお子様のことを言います。お子様の熱が 37.5 度になったことを保育士が確認した時点で医務室へ移動し、保護者にご連絡いたします。
- ② お子様の体温が 38 度以上になったことを保育士が確認した時点で保護者にもう一度ご連絡いたします。
その後の症状により、看護師、園長の判断で、体調不良児保育を中止し、お迎えを要請することがあります。
- ③ 熱がなくても、嘔吐、下痢を起こした場合は、お迎えを要請する場合があります。
- ④ お子様の容態に緊急性を看護師、園長が判断した場合、保護者に連絡し承認を得たのちに病院へ診察にお連れする場合もあります。その場合は、感染症の迅速検査などの非侵襲的な検査や、吸入、外傷手当てなどの処置費用は、保護者の負担となります。
- ⑤ 体調不良の場合は、保護者がお迎えに来るまで見守り続けます。但し、当日中に病院等の治療を受けることができるよう配慮願います。
- ⑥ ケガをした場合、傷口を洗浄、テープでの処置になります。洗浄とテープで処置できないケガと判断した場合は病院にお連れします。その時の費用は保護者の方の負担となります。
- ⑦ はしか・水痘・おたふくかぜ・三日はしかのいずれかにおいて、すでにかかったことのある同じ病気のお子様と同部屋になることがあります。
- ⑧ 体調不良児対応の部屋は定員 2 名です。満室になった場合、順次お迎えを要請いたしますので、ご了承ください
ください
ようお願いいたします

上記の体調不良児保育利用同意書について同意します

令和 年 月 日

入園児氏名_____

保護者氏名 印

マザー保育園

病児保育対応（体調不良児対応型）における受け入れ対象症状

主な症状	受け入れの基準条件	左の基準内であっても受け入れできない症状
発熱	登園時の熱が37.5℃未満であること	①呼吸困難がある ②水様便の下痢・嘔吐による脱水症状がある ③倦怠感(ぐったりしている)があり、元気がない ④麻疹・水痘等の感染力の強い発疹性疾患がある
嘔吐	感染症を防ぐため受け入れ不可	
下痢	感染症を防ぐため受け入れ不可	
咳嗽 (せき) ・ 喘鳴 (呼吸がぜいぜいと鳴る)	呼吸困難がないこと ・ 水分等を摂取できること	①倦怠感(ぐったりしている)があり、元気がない ②努力呼吸や陥没呼吸等の呼吸困難がある ③登園時の熱が37.5℃以上ある ④咳嗽・喘鳴がひどく、水分等を摂取できない ⑤咳嗽がひどく、水分を摂取しても嘔吐してしまう